

## 構造等に関する基準及び点検の方法（法令）

### (1) 床面及び周囲

床面及び周囲とは、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設置場所の床面であって、当該施設の下部に加え、当該施設の稼働及び関連する作業によって有害物質が飛散や漏えいした際に地上部に影響が及ぶことが想定される範囲である。なお、地上部に設置される配管等について、施設本体に設置されるバルブ類、配管の継手類やフランジ類等の特に漏えいのおそれの大きい機器類の下部の床面についても、施設の周囲にある床面に含める必要がある。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
A 基準	規則第8条の3		
	1. いずれにも適合 ・床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること ・防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置(以下「防液堤等」という。)が設置されていること	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/1年以上
		防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回/1年以上
	2. 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	講じられている措置に応じた適切な回数
3. 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合(規則第8条の3ただし書き)	床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/1月以上	
B 基準	附則第3条		
	いずれかに適合	床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1回/1年以上
	1. いずれにも適合 ・施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がA基準に適合しない場合 ・施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること ・施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	防液堤等のひび割れその他の異常の有無	1回/1年以上
		施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	目視又は漏えい等を検知するための装置による点検 1回/1月以上
2. いずれにも適合 ・施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がA基準に適合しない場合 ・施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること	施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	同等以上の方法による点検	当該方法に応じた適切な回数

新設の施設を対象とした措置がA基準、既設の施設を対象とした措置がB基準となる(以下、同様)。

## (2) 施設本体（地下構造に関するものを除く）

施設本体は、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設の施設本体を指し、それらに付帯する配管等、排水溝等は含まない。

構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
規定なし	施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/1年以上
	施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/1年以上

## (3) 付帯する配管等（地上配管等）※地下配管等については、(4) 付帯する配管等（地下配管）参照

配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
A 基準	規則第8条の4 いずれかに適合 1. いずれにも適合 ・有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること ・配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあつては、この限りでない） 2. 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/年以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/年以上
B 基準	附則第4条 有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無	1回/6月以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	1回/6月以上

**(4) 付帯する配管等（地下配管）** ※地上配管等については、(3) 付帯する配管等（地上配管等）参照  
 配管等とは、施設に付帯する配管本体、継手類、フランジ類、バルブ類、ポンプ設備等をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び定期点検の対象となる。人がトレンチ内に入ることができるような幅広い溝状の構造など、配管等からの漏えいが目視で容易に確認できる構造の場合は、地上配管と同等とみなすことが適当であり、そのような場合には地上設置の場合の基準等が適用される。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項		点検の回数
A 基準	規則第8条の4			
	1. いずれにも適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>トレンチの中に設置されていること</li> <li>トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること</li> </ul>	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		1回/年以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		1回/年以上
		トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		1回/年以上
	2. いずれにも適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること</li> <li>有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること</li> <li>配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない）</li> </ul>	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による点検	1回/年以上 (備考1)
同等以上の方法による点検			当該方法に応じた適切な回数	
3. 1又は2に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数	
B 基準	附則第4条			
	1. トレンチの中に設置されていること	配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無		1回/6月 以上
		配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無		1回/6月 以上
		トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無		1回/6月 以上
	2. 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの有害物質を含む水の漏洩等の有無	漏えい等を確認できる設備による点検	1回/月 以上
有害物質の濃度の測定による点検			1回/3月 以上	
3. 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項		講じられている措置に応じた適切な回数	

備考1 以下の①から③までのいずれか、かつ、④に該当する場合は、1回/3年以上  
 ①危険物の規制に関する規則第62条の5の3に規定する地下埋設配管であって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合  
 ②配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている場合  
 ③②以外の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合  
 ④有害物質を含む水の漏えい等の点検を1回/月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、1回/3月）以上行う場合

## (5) 排水溝等

排水溝等とは、有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水系統の設備をいい、有害物質を含む水が流れる部分が構造等に関する基準及び点検の対象となる。なお、有害物質を含む水の処理を目的とした排水処理施設に流入する排水溝等は構造等に関する基準の適用対象となるが、様々な施設の排水をまとめた総合排水溝に流入する有害物質を含まない水を排水する排水溝等は対象とならない。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数	
A 基準	規則第8条の5			
	1. いずれにも適合 ・有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ・有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること ・排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無	1回/年以上 (備考1)	
	2. 1に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	講じられている措置に応じた適切な回数	
B 基準	附則第5条			
	1. 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷 その他の異常の有無	1回/6月以上	
		排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	漏えい等を確認できる設備による点検	1回/月以上
			有害物質の濃度の測定による点検	1回/3月以上
2. 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	講じられている措置に応じた適切な回数		

備考1 以下の①または②、かつ、③に該当する場合は、1回/3年以上

- ①排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置若しくは排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている場合
- ②①以外の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられている場合
- ③有害物質を含む水の地下への浸透の点検を1回/月(有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合)にあつては、1回/3月)以上行う場合

## (6) 地下貯蔵施設

地下貯蔵施設とは、地下に設置されている有害物質貯蔵指定施設のことであり、地下貯蔵施設本体に加えて、付帯する配管等のうち有害物質を含む水の流れる部分が、構造等に関する基準及び定期点検の対象である。なお、設置されている人の容易に立ち入ることができる場合など、貯蔵施設からの漏えいが目視で容易に確認できる場合には、地上の貯蔵施設と同等とみなすことが適当であり、そのような場合には構造等に関する基準は設定されておらず、破損、漏えいの点検のみが適用される。

また、地下貯蔵施設本体に接続する配管等は、地上配管等又は地下配管等の基準及び点検方法に準ずる。

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項		点検の回数
A 基準	規則第8条の6			
	1. いずれにも適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること</li> <li>地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること（ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない）</li> <li>地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること</li> </ul>	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による点検	1回/年 以上 (備考1)
			同等以上の方法による点検	当該方法に応じた適切な回数
2. 1に掲げる装置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	講じられている措置に応じた適切な回数		
B 基準	附則第6条			
	1. いずれにも適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること</li> <li>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること</li> </ul>	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	漏えい等を 確認できる 設備による 点検	1回/月 以上
			有害物質の 濃度の測定 による点検	1回/3月 以上
	2. いずれにも適合 <ul style="list-style-type: none"> <li>地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること</li> <li>有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること</li> </ul>	地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認による点検	1回/年 以上
	同等以上の方法による点検		当該方法に応じた適切な回数	
3. 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	講じられている措置に応じた適切な回数		

- 備考1 以下の①から③までのいずれか、かつ、④に該当する場合は、1回/3年以上
- ①危険物の規制に関する政令第13条第1項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第2項に規定する二重殻タンクであって消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していないものである場合
  - ②地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置が適切に配置されている場合
  - ③①及び②以外の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合
  - ④有害物質を含む水の漏えい等の点検を1回/月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合は、1回/3月）以上行う場合

(7) 使用の方法

	構造及び設備に関する基準	点検を行う事項	点検の回数
A基準・B基準	規則第8条の7 いずれにも適合		
	1. いずれにも適合 ・有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと ・有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ・有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること	管理要領からの逸脱の有無	1回/年 以上
	2. 1に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること	管理要領からの逸脱に伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無	1回/年 以上